仮処分命令申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

債権者代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

被保全権利 発信者情報開示請求権

申立の趣旨

　債務者は、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

との裁判を求める。

申立の理由

1. 被保全権利
	1. 本件投稿

　インターネットのサイト「Twitter」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」または「本件ツイート」という）が公開された（甲●：印刷物等）。

* 1. 発信者情報開示請求権
		1. 特定電気通信

　本件サイトの投稿は不特定の者により受信されるため、投稿行為は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）２条１号の「特定電気通信」であり、本件サイトの蔵置されたサーバーコンピュータは法２条２号の「特定電気通信設備」である。

* + 1. 特定電気通信役務提供者

　債務者は本件サイトを管理・運営しており（甲●：WHOIS）、法２条３号、５条１項の「特定電気通信役務提供者」に該当する。

* + 1. 権利侵害の明白性

　本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の「権利が侵害されたことが明らか」である（法５条１項１号、甲●）。

* + 1. 正当な理由

　債権者は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法５条１項２号）。

* + 1. 発信者情報の保有

　債務者は、アカウントの登録情報として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

* 1. 小括

　したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利としてプロバイダ責任制限法５条１項の発信者情報開示請求権を有する。

1. 保全の必要性
	1. 発信者情報消去禁止の必要性

　別紙発信者情報目録記載の各情報は、発信者がいつでも削除または変更できる。そのため、債権者が債務者に対し発信者情報開示請求の本案訴訟を提起し、債務者が発信者へ意見照会（法６条１項）を送ると、発信者は各情報を削除または変更してしまう可能性が高い。

　そうすると、請求認容時には別紙発信者情報目録記載の各情報は、削除または変更されていることになる。

* 1. 小括

　そこで、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、発信者情報の消去禁止を求めておく必要がある。

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

１　甲号証写し 各１通

２　証拠説明書 １通

３　委任状 １通

４　資格証明書 ●通

（別紙）当事者目録

〒●

 債権者 ●

〒０００－００００ ●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

 債権者代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国８９７０１、ネバダ州、カーソン・シティ、サウス・カーソン・ストリート７０１、ＳＴＥ２００

 債務者 X Corp.

 上記代表者日本における代表者 多田　光毅

（送達先）

〒１００－６００４　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　霞が関ビル４階

隼あすか法律事務所

（別紙）発信者情報目録

　別紙投稿記事目録記載のアカウントに登録されている以下の各情報。

１　電話番号

２　電子メールアドレス

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | １ |
| ユーザーネーム |  |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿内容 |  |
| 投稿日時（JST） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | ２ |
| ユーザーネーム |  |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿内容 |  |
| 投稿日時（JST） |  |

（別紙）権利侵害の説明